

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和5年1月26日（令和5年（行情）諮問第55号）

答申日：令和5年12月14日（令和5年度（行情）答申第514号）

事件名：特定職員が最終決裁した文書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

「特定職員が特定年月Aから特定年月Bまで一防衛庁装備局長の役職に就いているが、この約2年間の特定職員の決裁文書に関する文書。※特定職員が最終決裁（専決、代決含む）した文書」（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙に掲げる文書1ないし文書6（以下、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、その一部を不開示とした各決定は、妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、令和3年8月26日付け防官文第14586号及び令和4年7月15日付け同第13714号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各決定（以下、順に「原処分1」及び「原処分2」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消し及びさらなる行政文書の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

##### （1）審査請求人即ち開示請求者の請求内容

本件審査請求人は、令和3年6月25日、「特定職員が特定年月Aから特定年月Bまで一防衛庁装備局長の役職に就いているが、この約2年間の特定職員の決裁文書に関する文書。」を内容とする行政文書開示請求書を提出した。

##### （2）行政文書開示決定通知書の記載内容

これに対し、令和4年7月21日、開示決定を受領した。この開示する行政文書の名称として「（1）統合幕僚事務局と\*\*\*との間の有線通信設備の接続の変更について（届出、通知）（特定文書番号A、特定文書番号B。特定年月日A）（原議）（2）周波数の割当について（通知）（特定文書番号C、特定文書番号D、特定文書番号E、特定文書番号F、特定文書番号G、特定文書番号H、特定文書番号I。特定年月日B）（原議）（1枚目から7枚目まで、10枚目及び12枚目を除く。）

（3）周波数の使用期限の延長について（申請）（特定文書番号J、特

定文書番号K。特定年月日C) (原議) (1枚目から3枚目まで及び149枚目を除く。)(4)防衛庁自動即時電話網の秘匿システムの運用について(通知)(特定文書番号L。特定年月日D)(原議)」旨記載されている。

### (3) 行政文書開示決定通知書の検討

しかし、上記開示決定は、違法かつ不当である。即ち、請求内容における「決裁文書に関する文書」として、例えば、決裁文書に関する入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等も開示していただきたい。さらに、不開示部分は、公益性の観点から開示されるべきものである。

よって、法9条1項の規定に基づきなされた原処分を取り消すべきであるとの決定を求める。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

### 1 経緯

本件開示請求は、「特定職員が特定年月Aから特定年月Bまで一防衛庁装備局長の役職に就いているが、この約2年間の特定職員の決裁文書に関する文書。※特定職員が最終決裁(専決,代決含む)した文書」(以下「本件請求文書」という。)の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として別紙に掲げる文書1及び文書2について、法9条1項の規定に基づく原処分1を行った後、令和4年7月15日付け防官文第13714号により、別紙に掲げる文書3ないし文書6について、法5条3号に該当する部分を不開示とする原処分2を行った。

### 2 法5条該当性について

原処分において不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条3号に該当する部分を不開示とした。

### 3 審査請求人の主張について

(1) 審査請求人は、「さらなる行政文書を開示すべきであるとの決定を求める。」及び「請求内容における「決裁文書に関する文書」として、例えば、決裁文書に関する入札関係書類・契約書・会議議事録・会議開催年月日・出席者名簿・提出書類・議会における想定問答集・検討書・報告書等も開示していただきたい。」として、本件対象文書以外の行政文書の開示を求めるが、開示請求文言にある特定年Aから特定年B当時の防衛庁装備局は、組織改編によりその業務のほとんどが現在の防衛装備庁に移っており、防衛省においては一部の文書しか引き継がれておらず、当該文書が引き継がれた可能性のある部署において文書探索を行った結果、本件対象文書が本件開示請求に係る行政文書として確認できたもの

の全てであり、本件対象文書以外に本件開示請求に該当する文書の存在は確認出来なかった。なお、本件審査請求を受けて、当該部署において念のため所要の探索を行ったが、再度の探索においても本件対象文書以外に本件開示請求に該当する文書の存在は確認出来なかった。

(2) 審査請求人は、「不開示部分は、公益性の観点から開示されるべきものである。」として、不開示部分の開示を求めるが、原処分においては本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

#### 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和5年1月26日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月17日 審議
- ④ 同年11月14日 本件対象文書の見分及び審議
- ⑤ 同年12月8日 審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件対象文書について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は本件対象文書以外の文書の特定及び不開示部分の開示を求めており、諮問庁は原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性及び不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

##### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア 防衛庁装備局は、本件開示請求文言の特定年B以降、平成13年の中央省庁再編により経理局と統合し管理局となるなど、累次の組織体制の見直しが行われてきており、本件開示請求日時点にあっては、平成27年の防衛省改革によって、一部を除き防衛省外局として装備関連部門を統合し新設された防衛装備庁に集約された。

これにより、防衛省本省には、当時の装備局が所掌する事務の一部が残るのみとなっており、当該事務に係る行政文書を引き継いでいる担当部署において探索を行い、本件対象文書が本件請求文書に該

当する行政文書として確認できたものの全てである。

イ 本件対象文書は、防衛省・自衛隊が使用する周波数等に関する重要な文書であって、当時長期間の保存期間が設定されていたものである。当該文書以外については、本件開示請求時点において特定年Bから相当期間が経過していることから、保存期間満了により既に廃棄されていると考えられる。

ウ 本件審査請求を受け、念のため内部部局の関係部署を探索したものの、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の存在を確認することはできなかった。

(2) これまでの組織改編等により、防衛庁装備局が保有していた行政文書の大半が防衛装備庁に引き継がれており、防衛省本省には、本件請求文書に該当する文書として本件対象文書のみが引き継がれているなどとする上記(1)アの諮問庁の説明は特段不自然、不合理とはいえず、他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められない。

また、上記(1)イの探索の範囲等も不十分とはいえず、審査請求人において本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書が存在するという具体的な根拠に関する主張等もないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められない。

### 3 不開示部分の不開示情報該当性について

別表に掲げる不開示部分には、防衛省・自衛隊の通信システム、周波数及び暗号等に関する情報が記載されていると認められる。

当該不開示部分は、これを公にすれば、防衛省・自衛隊における通信方式、要領、使用周波数及び暗号情報が明らかとなり、通信運用等が推察され、国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

### 4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

### 5 本件各決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書を特定し、その一部を法5条3号に該当するとして不開示とした各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは妥当であり、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、不開示としたことは妥当であると判断した。

(第2部会)

委員 白井玲子, 委員 太田匡彦, 委員 佐藤郁美

別紙（本件対象文書）

- 文書1 周波数の割当について（通知）（特定文書番号C，特定文書番号D，特定文書番号E，特定文書番号F，特定文書番号G，特定文書番号H，特定文書番号I。特定年月日B）（原議）（1枚目から7枚目まで，10枚目及び12枚目のみ。）
- 文書2 周波数の使用期限の延長について（申請）（特定文書番号J，特定文書番号K。特定年月日C）（原議）（1枚目から3枚目まで及び149枚目のみ。）
- 文書3 統合幕僚会議事務局と\*\*\*との間の有線通信設備の接続の変更について（届出，通知）（特定文書番号A，特定文書番号B。特定年月日A）（原議）
- 文書4 周波数の割当について（通知）（特定文書番号C，特定文書番号D，特定文書番号E，特定文書番号F，特定文書番号G，特定文書番号H，特定文書番号I。特定年月日B）（原議）（1枚目から7枚目まで，10枚目及び12枚目を除く。）
- 文書5 周波数の使用期限の延長について（申請）（特定文書番号J，特定文書番号K。特定年月日C）（原議）（1枚目から3枚目まで及び149枚目を除く。）
- 文書6 防衛庁自動即時電話網の秘匿システムの運用について（通知）（特定文書番号L。特定年月日D）（原議）

別表（原処分において不開示とした部分及び理由）

文書番号	不開示とした部分	不開示とした理由
文書 3	件名及び 1 枚目ないし 8 枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の通信システムに関する情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の通信に影響を与え得る事項が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 4	1 枚目ないし 5 枚目まで，7 枚目ないし 1 2 6 枚目まで，1 2 8 枚目ないし 2 1 4 枚目まで，2 1 6 枚目ないし 3 6 1 枚目まで及び 3 6 3 枚目ないし 4 7 1 枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊が使用する周波数等に関する情報であり，これを公にすることにより，自衛隊の通信等に影響を与え得る事項が推察され，防衛省・自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。
文書 5	1 枚目ないし 2 5 2 枚目まで，2 6 7 枚目ないし 3 8 6 枚目まで，3 8 8 枚目ないし 4 7 4 枚目まで，4 7 6 枚目，4 8 0 枚目及び 4 8 1 枚目のそれぞれ一部	
文書 6	3 枚目ないし 6 枚目までのそれぞれ一部	防衛省・自衛隊の暗号に関する情報であり，これを公にすることにより，防衛省・自衛隊の暗号運用が推察され，防衛省・自衛隊の任務の遂行に支障を及ぼし，ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから，法 5 条 3 号に該当するため不開示とした。